第 2549 号

REÂDAS

U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年) 平成16年 5月 31日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 附帯設備の固定資産税

A:市町村によって違いますが、平成17年 (今年の4月1日以後に取付けをした設備に 係るもの)分からは、借主が負担するという こともできるようになっています。

【解説】

固定資産税は、原則としてその年1月1日 現在の所有者に課すとされており、たとえ建 物の借主が自己の事業用に部屋の改装をした 場合でも、建物全体にかかる固定資産税はそ の所有者に課されることとされていました。

しかし、平成17年度以後に課税される固定 資産税からは、建物の所有者以外の者がその 事業の用に供するために外壁、内壁、天井、 造作、床又は建具等を取り付け、これらが建 物に付合したことにより建物の所有者が所有 することとなったものについては、取り付け た者の事業の用に供することができる資産で ある場合に限り、その取り付けた者を所有者 とみなして固定資産税を課することができる こととされました。

ただし、この「課することが<u>できる</u>」とは、貸主と借主のいずれが負担してもよいということではなく、その建物の所在する市町村が定める条例に従うということですので、どちらが負担するのかは、あらかじめ各市町村にお問い合わせください。







